

子ども・子育て支援制度 平成27年4月スタート



国の子ども・子育て会議の審議状況など、最新の情報は、内閣府ホームページをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

子ども家庭課 ☎22-1363

保育の必要性の認定

新制度で、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用するには、白石市の認定を受ける必要があります。認定には、3つの区分「教育標準時間認定（1号認定）」「保育認定（2号認定・3号認定）」があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども（教育を希望する場合）	幼稚園（※）、認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病など）」に該当し、保育園などでの保育を希望する場合	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病など）」に該当し、保育園などでの保育を希望する場合	保育園、認定こども園など

※幼稚園は、新制度に移行する園と現行制度のまま継続する園があり、今後、各園の判断でどちらかを選択することになります。

新制度における申し込み方法

幼稚園などを利用希望の場合

①幼稚園などに直接利用申し込みをします

②幼稚園などから入園の内定を受けます（定員超過の場合などは面接などの選考あり）

③幼稚園などを通じて利用のための認定を申請します

④幼稚園などを通じて市から認定証が交付されます（1号認定）

⑤幼稚園などと契約をします

保育園などでの保育を利用希望の場合

①市に「保育の必要性」の認定を申請します
※「③利用希望の申し込み」も同時にできます

②市から認定証が交付されます（2号認定・3号認定）

③保育園などの利用希望の申し込みをします（希望する施設名などを記載）

④申請者の希望、保育園などの状況などにより、市が利用調整をします

⑤利用先の決定後、契約となります

認定子ども園の利用を希望する場合

1号認定の場合は幼稚園などを利用希望の場合、2号・3号認定の場合は保育園などでの保育を利用希望の場合の手続きの流れが基本となります。

保育料について

保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

新制度のさまざまな支援にかかる保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、白石市が設定します。利用料金は、今後検討し、順次お知らせします（現行制度のまま継続する幼稚園を除く）。

幼

児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格スタートします。新制度による施設（幼稚園や保育園、地域型保育など）の利用申し込みは、平成26年10月以降開始する予定です。

本市では、白石市子ども・子育て会議を設置して、「白石市子ども・子育て支援事業計画」策定の準備を行うほか、各種基準条例の制定、新制度に対応した電子システム構築などの準備を進めています。

●新制度で何がかわるの？

新制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度です。

新制度では、幼児教育、保育、子育て支援を総合的に推進するため、次の3点を行うとしています。

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善
- ③地域の子ども・子育て支援の充実

特に新制度で大きく変わる点は、幼児教育・保育を希望される場合、市に申請して保育の必要性の認定を受け、市が認定結果に応じた「認定証」を発行することです。認定された保育の必要性の有無や保育の必要量に応じて、幼稚園、

保育園などから、それぞれのニーズに合った施設や事業を利用します。

●「子ども・子育て会議」って何をするの？

市町村は、国が定める基本指針に基づき、地域の教育・保育の需要などを踏まえた子ども・子育て支援事業計画を策定します。本会議は条例に基づいて設置された組織で、計画の策定や進捗管理、子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を審議します。会議では、学識経験者や子育て支援事業関係者のほか、子育て中の保護者の代表3人を含む12人の委員からの幅広い意見を、計画に反映させます。

平成25年11月には、就学前の児童および小学生児童を持つ保護者を対象に、教育・保育事業の利用状況や子育て支援に関する市民ニ



ーズなどを把握するために調査を行いました。この調査結果をもとに推計した教育・保育の「量の見込み」をもとに会議で審議し、計画の策定に役立てていきます。

●新制度Q&A

Q1 「認定こども園」とはどんなもの？

A1 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を有する施設。「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地域裁量型」の4タイプがあります。現在、本市にはこの施設はありません。

Q2 「子ども・子育て支援事業計画」とは？

A2 地域の子ども・子育て家庭の実態に合った事業を計画的に進めるため、5年を1期として、市町村が策定するものです。